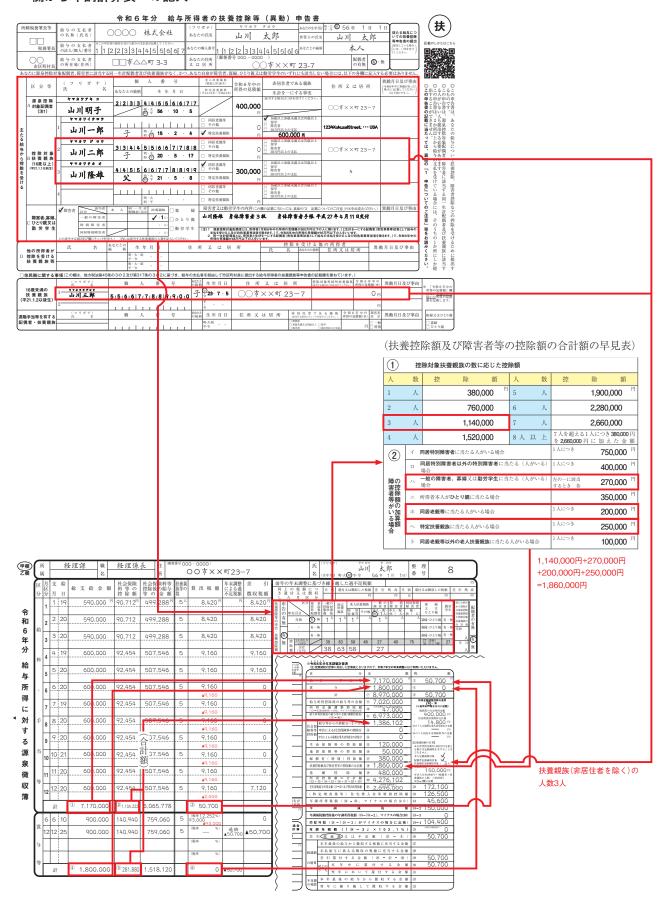
## 源泉徴収簿及び年調計算表を使用した年末調整の手順

- ※ 国税庁ホームページの「<u>年末調整がよくわかるページ</u>」に掲載している「<u>年末調整計算シート</u>」(Excel) をご利用いただくと、年末調整の計算を効率的に行うことができます。
- 1 扶養控除等(異動)申告書から源泉徴収簿への記入及び源泉徴収簿の「給料・手当等」欄、「賞与等」 欄から年調計算表への記入



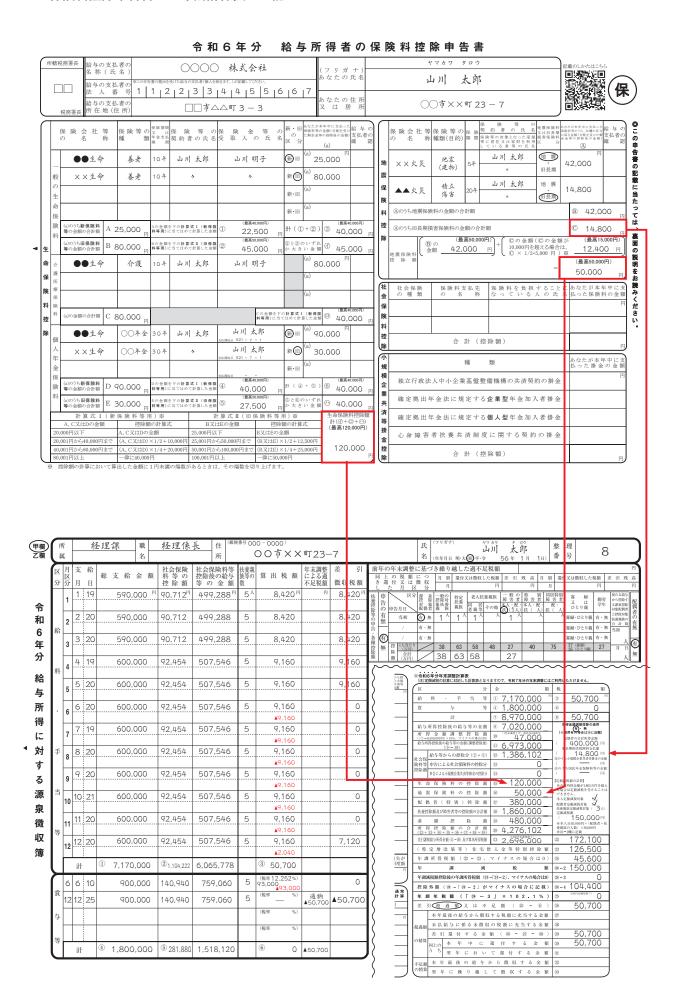
2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整 控除申告書から年調計算表への記入

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 所轄税務署長 ○○○○株式会社 者の号 k (基・配・所) )1[ 1 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 □□市△△町3-3 ○○市××町 23 - 7 ·記載に当たってのご注意~ ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆ 「控除額の計算」の表の「区分1」欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。 「基礎控除申告書」の「区分1」欄が(A)〜(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分1」欄が①〜④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者 この申告書の記載に当たっては rèます。 環が(A)~(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分1」環が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減 ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。 〇 配偶者の氏名等 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7 ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆ ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収 金 額 《老人控除対象配偶者に該当》 給与所得 8,970,000 6.973.000 950,000 400,000 裏面の説明をお読み ☑ 48万円以下かつ年齢70歳未満(②) 給与所得以外の所得の会計額 給与所得以外 の所得の合計額 □ 48万円超95万円以下 □ 95万円超133万円以7 額の見積額 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)ト(2)の合計額) 400,000 6,973,000 区分Ⅱ 〇 控除額の計算 〇 控除額の計算 ▼・・・・区分Ⅱ 配偶者控除の額 950万円以下 (B) 380 000 3 1 2 
 図 日本
 A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 37万円 26万円 26万円 24万円 21万円 C 16万円 13万円 13万円 13万円 12万円 11万円
 11万円 6万円 3万円 基礎控除の額 1,000万円超 1,805万円以下 (D) 480.000 7万円 6万 4万円 2万円 1万円 配偶者定額減税対象 本人定額減 党対象 摘要 配偶者控除 □ 2,450万円超 2,500万円以下  $\checkmark$ ※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及 算」の表を参考に記載してください。 ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる 合与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません 『調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は 名を記載することで差し支えありません。)。 、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの3 を記載することで差し支えありません。)。 要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件は 整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計 ・エックを付け配載をすることで差し支えありません。 で、この申告書に所得金額調整控除の額を配載する欄はありません (右の★欄のみを記載) 3|3|4|4|5|5|6|6|7|7|8|8 日本 5月17 □ 同一生計配偶者<sup>(i)</sup>が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載 ヤマカワ ジロウム川 二郎 (右の☆欄及び★欄を記載 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載) 子 0 司一生計配偶者には、あかたと生計を一にする配偶者(青色事業度従名 甲欄 経理課 職 経理係長 住 慗 山川 太郎 8 ○○市××町23-7 ±(®)≤ 社会保険料等 控除後の給与 等の ク 社会保険 料 等 の 控 除 額 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 総支給金額 算出税額 月 別 還付又は徴収した税額 Я Н 徴収税額 不足税額 1 19 590,000 90,712<sup>P</sup> 499,288 5 8.420 8,420 令 申告月日 2 20 590.000 90,712 499.288 5 8,420 8.420 哀婦・ひとり親 有・無 和 寡婦・ひとり親 有・無 6 **(1)** 3 20 590.000 90,712 499,288 5 8.420 8.420 年 接 [1547] 38 63 58 48 27 40 75 27 [編輯] 27 [編輯] 38 63 58 48 27 40 75 27 [編輯] 27 [編H] 27 [編H] 27 [編H] 27 [M] 27 分 4 4 19 600,000 92.454 507,546 5 9,160 9,160 ※令和6年分年末順整計算表 (主)定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末調整にはご利用いただけません。 給 1・6・技 と小規 は高等 と面 5 20 92.454 507.546 9.160 600.000 5 9.160 与 **\*** 0 7,170,000 50,700 6 20 所 600,000 92.454 507,546 5 9,160 0 得 総与所得控除後の給与等の金額 所 得 全 額 調 整 控 験 額 ((河-K30000F[)×(N・マイナスの場合(2)) 給与所得投票後の給与等の金額(調整投除) (② - ⑩) 7 19 92 454 507.546 9.160 600 000 5 0 (申**適用有の場合は**非に配置 配調者の合計所得金額 400,000 旧長期損害保険料支払額 に 得全額調整技験額 47,000 解性機能の69の2回数性能能 0 6,973,000 動与等からの控除分(②+⑤) 2 1,386,102 対 600.000 507.546 9.160 8 20 92,454 5 0 す 空除・銅 中告による小規模企業共済等掛金の控除分 (8) 9 20 600.000 92.454 507.546 9.160 5 0 る 生命保険料の控除額⑤ 源 地震保険料の控除額6 600.000 92.454 507,546 9.160 10 10 21 5 0 配偶者(特別)技除額② 泉 49,160 1,860,000 扶養技験額及び障害者等の控除額の合計額 (8) 定额減稅額 ( 150,000円 ※本人分30,000円+(配債者+ 稅執款の人数) > 2000円 11 20 600.000 92.454 507.546 9.160 基 健 控 除 額 (\*\*\* 480,000 | 所得控除額の合計額 (\*\*\* 4276,102 | \*\*\* 4276,102 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 480,000 | \*\*\* 徴 収 92.454 7,120 並引減稅給与所得金額((0-0) 及び算出所得稅額 ② 2,696,000 600,000 507,546 9.160 12 20 
 (特定地改築等) 住宅借入金等特別技験額
 ② 126,500

 年期所得税額(②-②、マイナスの場合は0)
 ④ 45,600
 籒 失が {度額 7 170 000 21 104 222 6 065 778 50 700 # @-2 150,000 計 
 中
 調
 減
 机
 割
 ジー2

 年調減税額控除後の年調所得税額(②-「ジー2」、マイナスの場合は0)
 ③ -3
 6 6 10 0 900 000 140 940 759 060 5 g-4 104,400 控除外額(谷一「谷一2」がマイナスの場合に記載) 通常計算 秘密 年 調 年 税 額 (「③ - 3」 × 1 0 2 . 1 % ) ⑤ 2 12 25 140,940 759,060 5 過納 ▲50,700 **▲**50,700 50,700 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 ( 鐚 - ⑧ ) ② 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ② 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 (税率 差引退付する金額(の一の一の) 同上の 本 年 中 に 屋 付 す る 金 額 寸 ち 豊 年 に お い て 屋 付 す る 金 額 本 年 最 後 の 着 与 か ら 数 収 す る 金 額 1,800,000 <sup>⑤</sup> 281,880 1,518,120 0 450,700 計 翌年に繰り越して徴収する金額

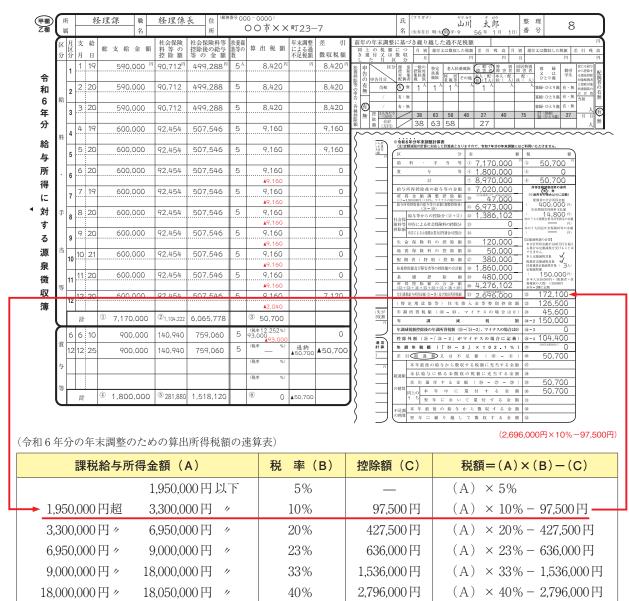
#### 3 保険料控除申告書から年調計算表への記入



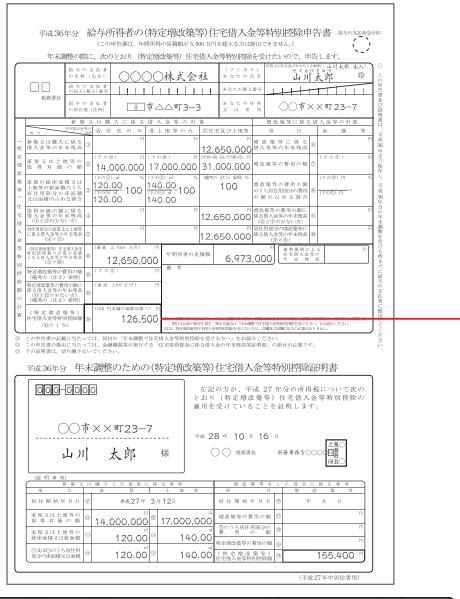
#### 4 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)の計算と年調計算表の記入

(給与所得控除後の金額の算出表) 山川 太郎 000-0000) 〇〇市××町23-7 給与所得控 社会保険料等控除後の給与 算出税額 給与等の金額 除後の給与 以 上 未 年分 等の金額 9,16 給 与 9,160 給与等の金額に 90%を乗じて第 出した金額から 1,100,000円を控 除した金額 6,600,000 8,500,000 得 (8,970,000円-8,500,000円)×10% 9,160 対 9,160 20,000,000 給与等の金額から1,950,000円を 8.500.000 8 £ 泉徴 9,160 控除した金額 9,160 収 (8,970,000円-1,950,000円) 大が \*\*\* 通約 ▲50,70 900,000 140,940 759,060

## 5 算出所得税額の計算と年調計算表の記入



## 6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から年調計算表への記入



)[ ]		L	1	圣理	課	職	経理係	大 比		00-0000) OO市××	<b>新してコー</b>	-7	氏(7)1/1/2 山川 太郎 整理 8
<u></u>		Ļ				名	_	所	П				名 (生年月日 明·大(昭)平·令 56年 1月 1日) 留 写
区	月区		と 給	総	支翁	金額	社会保険 料 等 の	社会保険料等 控除後の給与	扶養親	算出税額	年末調整 による過	差引	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 回上の税額につ 月別 異付又は微収した税額 差 引 残 高 月 別 異付又は微収した税額 差 引
分			日日		>~ ···	101	控除額	等の金額	数	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	不足税額	徴収税額	同上の税額につ 多選付又は数収 した月 R 分 月 円 円 円 月 現付又は数収した税額 差 引 残 高 月 別 飛付又は数収した税額 差 引 :
1		Ľ	1 19		590	,000 P	90,712 <sup>FI</sup>	499,288 <sup>FI</sup>	5^	8,420 <sup>FI</sup>	H	8,420 <sup>円</sup>	扶 申 区分 班 是 一般の 特定 老人扶養親族 二 整 の 整 。別 同居特別 東 輔 編25 日本年
1													技術 日   中告月日   対 乗 乗扶養   親族   日   日   日   日   七の他   本人・配・本人・配・ 配・ ハ   ひとり親   学生   5前8年   日   日   日   日   日   日   日   日   日
1	2	1.2	2 20	l	590	,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	(数)
給	_												中
1	3	1.5	3 20	1	590	,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	各種 / 有・無
1	_	L											接   1.5 (5 pm)   38   63   58   48   27   40   75   27 (360)   27   月   日本 (5 pm)   38   63   58   27   40   75   27 (35 (0 to 5 pm)   27   月   1 pm   27   27   1 pm   27   27   27   27   27   27   27   2
I	4		19		600	,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	#   #   (5P)
料	Ľ	L											※令和8年分年末開整計算表 (金)宣称経験の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末開墾にはご利用いただけません。
1	5		20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	一
1	_	L											* * · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1.	6		20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	ft 5 % ® 1,800,000 ® 0
1	Ĺ	L	1						_	<b>▲</b> 9,160			# ® 8,970,000 ® 50,700
1	7	1.7	7 19	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	60 年 日本
1	Ŀ	L								<b>▲</b> 9,160			(ジー(次)・(水)・(ディテスの場合は) (ジー 47,000 新来等の合けを用金額 400,000 円 日本分析特別後の数分等の企業(同様対象化) (① 6,973,000 円 日本日本の場合を大工業
手	8	3	3 20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	社会版 総与等からの控除分(②+⑤) ② 1,386,102 (14,800 円 金のうらう機能分(②+⑥) ② 1,386,102
1	_	Ļ								<b>▲</b> 9,160			解料等 申告による社会保険料の対策分 (3 O (□ 円)   円)   円   円   円   円   円   円   円   円
1	9		20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	「
当	Ĺ	L								<b>▲</b> 9,160			生 線 株 紙 杯 の 北 版 制 切 1 ZU,000   *********************************
1	10	1	0 21	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	AND
1	_	Ļ	-						-	<b>▲</b> 9,160			扶養投除額及び除害者等の投除額の合計額 ® 1,860,000 共発機定額機利率(3A)
1	11	1.1	1 20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		0	基 遊 控 除 創 ② 480,000 [150,000 P] 由未分类的分别;《信仰专业
等	L	L	-	_						<b>▲</b> 9,160			((2+3+6+3+6+2+6+6)) 9 4,270,1UZ =8-36:28
1	12	1	2 20	ļ	600	,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120	
1	H	L							-	▲2,040			- ( 生涯 正 4 根 新 ( 20 - 20 、マイナスの場合は D ) 20 45 600
L		1	H	1	7,17	0,000	@1,104,222	6,065,778		③ 50,700			(中 M M R 和 和 30-2 150,000
	6	6	10		90	0.000	140,940	759.060	5	(税率12.252%) 93,000		0	年期減税額控除後の年期所得税額(②-「③-2」、マイナスの場合は0) ②-3 〇
賞	H	+	-		10	0,000	1 13, 140	131,000		(税率 %)	過納		控除外額(図ー「図ー」がマイナスの場合に記載) 図-4 104,400   日本
	12	2 1	2 25		90	0,000	140,940	759,060	5		±€ ₹19 ▲50,700	<b>▲</b> 50,700	2 1 全 8 2 0 2 は 不 足 数 ( 数 - 象 ) 参 50,700
与		Γ								(税率 %)			本年最後の給与から撤収する税額に充当する金額 ②
ľ	$\vdash$	+	+						-	(税率 %)			超過額 未払給与に係る未徴収の軽額に充当する金額 ②
等													※ 引起 付する 全 新 ( ⊗ − ⊗ − ⊗ ) ⊗ 50,700
14	Г	-	it	(4)	1,80	0,000	© 281,880	1,518,120		6 0	<b>▲</b> 50,700		
-	_	_	-										TE単において無行する定量型
													の精算翌年に繰り越して微収する金額の

#### 7 年調年税額の計算と年調計算表の記入

所属			彩	▶理課 事	_	里係.	長 住 me		00-0000) OO市XX	町23-	-7	氏 (79 第十) (79 87 7 97 97 197 197 197 197 197 197 197 19	
	X	支月	給 日	総支給金	祖 社会 料 等 控 附	保険 が 額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末測整に基づき機り越した過不足税額 月上の税額につ 月 別 混なは取収した税額 差 引 残 高 月 別 混なは取収した税額 差 引 残 高 日 温 は 世 収 月 月 日 日 日 日 日 日	
П	1	1	19	590,00	0 <sup>円</sup> 90,7	712 <sup>円</sup>	499,288 <sup>円</sup>	5 <sup>\(\)</sup>	8,420 <sup>FI</sup>	PI	8,420 <sup>円</sup>	大 中   K 夕   変 数 数 対	
給	2	2	20	590,00	0 90,7	712	499,288	5	8,420		8,420	1	
	3	3	20	590,00	0 90,7	712	499,288	5	8,420		8,420	イ	
料	4	+	19	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160		9,160	[	
	5	5	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160		9,160	2-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45   1-45	
	6	5	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 49,160		0		
	7	7	19	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 <b>4</b> 9,160		0		
手	8 -	3	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 49,160		0	(※) - ※) は 1 日本的 (※) - ※ (※) - ※ (※) - ※ (※) - ※ (※) - ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (※) ※ (	
	9	7	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 49,160		0	対策報   申拾による地理を表演等権が対策が 形	
当	10 .1	0	21	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 49,160		0	施 類 税 験 料 の 控 数 額 69 50,000	
等	11 -1	1	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 49,160		0	Hathtan 2787 49-08880 of its   18   1.860,000   1.860   1.860,000   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860   1.860	00
7	12 .1	2	20	600,00	0 92,4	154	507,546	5	9,160 <b>4</b> 2,040		7,120		,
U		計		① 7,170,00	00 21,10	04,222	6,065,778		3 50,700			「決が   年間所得税額(② - ③、マイナスの場合は0) ② 45,600   → [② - 3]欄   (② - 4)欄   10-2   150,000     (② - 4.1欄 10-2   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100   100	,40
7	6 (	5	10	900,00	00 140,	940	759,060		(税率12.252%) 93,000 (税率 %)	- P AL	0		
	12 1	2	25	900,00	00 140,	940	759,060	5	(税率 %)	過納 ▲50,700	<b>▲</b> 50,700	新算   年期 報 (「参 - 3」×102、1%)   ※ (10円×102.1%)   ※ 対(直 海 面) × 102、1%   ※ 50,700   ※ 対(直 海 面) × 1 に ※ 1 に ※ 1 で ※ 50,700   ※ 100円未満切割	
									(税率 %)				
等		計		<sup>④</sup> 1,800,0	00 5 28	1,880	1,518,120		6 0	<b>▲</b> 50,700		O	

# 8 過不足額の計算と年調計算表の記入

